## 〇国土交通省令第六十一号

準 十 七 建  $\equiv$ 法 第 条 築 建 七 に 条 第 基 築 基 条  $\mathcal{O}$ 準 基  $\equiv$ 項、 づ  $\mathcal{O}$ 法 準 三 < 並 法 昭 指 び 第 第 施 定 12 八 和 行 項、 資 第 + 令 格 + 九 七  $\mathcal{O}$ 第 五 + 条 検 七 定  $\mathcal{O}$ 年 部 七 機 条 + 法 を 関 七 及 律  $\mathcal{O}$ 改 等 条 び 第 兀 正 第 に 第 す  $\mathcal{O}$ 関 五 る 八 百 す 項 + +政 六 号) 及 八 令 る 第 条 び 省 第二 第六 平 第 令 項 成  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> に 項 条 項 部 に 第 +  $\mathcal{O}$ お を 規 1 お 五 改 定 項 7 1 年 正 に 潍 7 及 政 す 準 基 用 び 令 第二 る す 第 用 づ 省 き、 る す + 第 る 令 百 五. を 建 七 場 項 + +次 築 七 合を含 七 号) 基  $\mathcal{O}$ 条 準 れ ょ う  $\mathcal{O}$ む 5 法  $\mathcal{O}$ 三十 に 施 施  $\mathcal{O}$ 定 規 行 行 ` 六  $\Diamond$ 規 定 に 第 る。 第 伴 則 を 及 七 同 11 項 条 び 法 第 建 第 並 第 築 八 び 12 基 九 項 +

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

建 築 基 準 法 施 行 規 則 及 び 建 築 基 準 法 に 基 づ < 指 定 資 格 検 定 機 関 等 に 関 す る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す

る省令

建築基準法施行規則の一部改正

第

条 建 築 基 準 法 施 行 規 則 昭 和 <u>-</u> + 五. 年 建 設 省 令 第 兀 + 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

る 腐 構 t 造 食  $\mathcal{O}$ 耐 に 力 腐 用 朽 上 主 1 又 る は 要 材 摩 な 部 料 損

第 条 か 三 第一 項  $\mathcal{O}$ 表二(の) 項中 取取 ŋ 付 け部 分 を  $\neg$ 取 付け 部分」 に、

さ 若  $\mathcal{O}$ 措 び L < 置 止 は め、 摩 損 防 腐  $\mathcal{O}$ 若 お

そ

構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で 特 に 腐 食

腐 朽 又 は 摩 損  $\mathcal{O}$ お そ れ  $\mathcal{O}$ あ る ŧ

 $\mathcal{O}$ に 用 1 る 材 料  $\mathcal{O}$ 腐 食 腐 朽 若 L

< は 摩 損  $\mathcal{O}$ お そ れ  $\mathcal{O}$ 程 度 又 は さ び

止 め、 防 腐 若 L < は 摩 損 防 止  $\mathcal{O}$ た

分

 $\mathcal{O}$ 

うち

特

に

 $\mathcal{O}$ 

お

そ

れ

 $\mathcal{O}$ 

あ

 $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置

特 定 天 井 令令 第 三十 九 条 第  $\equiv$ 項 に

れ

 $\mathcal{O}$ 

程

度

又

は

 $\mathcal{O}$ 

腐

食、

腐

朽

を

<

は

摩

損

防

止

規 定 す る 特 定天 井 を **(**) う。 以 下 同

じ。 <u>。</u> 劣 化  $\mathcal{O}$ お で 特 そ に れ 腐  $\mathcal{O}$ 食、 あ る 腐 ŧ 朽  $\mathcal{O}$ そ 12 用  $\mathcal{O}$ 1 他 る  $\mathcal{O}$ 

材 料  $\mathcal{O}$ 腐 食 腐 朽 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 劣 化  $\mathcal{O}$ 

お そ れ  $\mathcal{O}$ 程 度 又 は さ び 止 め、 防 腐

> に 改 め、 又 は令第三十九条第二 項

## そ 0) 他 0) 劣化防 止 0) ため 0 措 置

令 第三十九条第二 項 に 規 定

造方法 への適合性審査 に 必要な事 す る 構

の下に

「若しくは第三項」

を加え、

項

を

項

造方法

の適合性

令第三十九条第二

造方法 令第三十 への適合性 九 条第三

項

に 改 め、 同 表(土)の 項 中 「第三条の二 第一項第十 号」を「第三条 の二第一 項 第

審

査

に

必要な

事

項

に

規

定

す

る

構

審

査

に必要な事

項

に

規

定

す

る

構

- 3 -

	定荷重 エレベーターのかごの床面積	. 1
	を算出した際の計算  エレベーターのかごの積載荷重及	
	エレベーターの荷重  エレベーターの各部の固定荷重	
エレベーターのかごの床		
その算出方法	」   書	_
エレベーターのかごの積	ベーターの主要な支持部分の位置及び構造と、と第出した際の計算	_
エレベーターの各部の固	エレベーターの荷重	
	第一条の三第四項の表一十の項中「エレベーターの主要な支持部分の位	
	を受けたものとする建築物   の写し	
項に係る認定書	11十日   特定天井の構造を令第三十九条第三項の認定   令第三十九条第三項に係	
		311
項から五十一項までを一項	十二号」に改め、同条第一項の表四中五十二項を五十三項とし、二十五項	

程	の 仕 保 エ エ	面  載  積  荷   重   及
「 エ こ が 通 ス と 挟 常	守 ス ス ス カ カ レ レ の I I I	を
カレーターの制動装がないようにするたまれ、又は障害物にあいて	内容の踏段の定格速度ターの勾配及び揚程	令第百二十九条の四 常三項第六号又は第 ることの確認に必要 な図書
世 の 構造 を の 措置 で は 物 こ と が 挟ま が ま ま の ま の ま の ま の ま の も の も り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	を	会第百二十九条の四第 の構造計算の結果及び の構造計算の結果及び
レ レ し し し り り り り り し り り り り り り り り り	の 仕 保 エ ス ス カ	その第 第 出方第 出方
取   踏   す 害 お   付   段   る 物 に 人   部   構   め 衝 人	点   カ   カ   カ   し   カ   レ   レ   レ   し   し   し   り   タ   タ   タ	IC,
分 造 の 変 大 で で で は 置 る 物		様書・エスカレーター

度 に、 昇 さ 工 工 降 せ ス ス る 力 力  $\Box$ こと に V V お が *\* \ タ タ 7 で き 踏  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 主 る 踏 段 要 装  $\mathcal{O}$ 段 な支 昇 置  $\mathcal{O}$ 降 構  $\mathcal{O}$ 持 を 造 構 停 部 造 分 止 を 造 工  $\mathcal{O}$ 工 方 位 ス ス 置 法 力 力 及 V V び 構 タ タ ] 造

 $\mathcal{O}$ 

位

置

及

び

速

構 造 さ 昇 せ 降 ることが  $\Box$ に お 1 で 7 き 踏  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 段 制 主 装 要  $\mathcal{O}$ 動 な 昇 装 置 降 置 支  $\mathcal{O}$ 持 構 を  $\mathcal{O}$ 停 構 造 部 分 造 止

に

改

次に め、 次 同  $\mathcal{O}$ 条 第 項 兀 を 項 加  $\mathcal{O}$ える。 表二中 + 項 を一 + 項とし、 (二)項を二 + 項とし、 気項を一項とし、大項の

(十) 受 令 け 第 た 百 t +  $\mathcal{O}$ لح 九 す 条 る  $\mathcal{O}$ 構 十 二 造 第  $\mathcal{O}$ エ 項 ス 第 力 六 V 号 タ  $\mathcal{O}$ 認 定 を 号 令 に 第 係 百 る 認 + 定 九 書 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 写 + L 第 項 第 六

 $\mathcal{O}$ 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 表 (九)  $\mathcal{O}$ 項 中 「 ( 力 項 -及 び (<u>=</u>) · 項 」 を (<u>二</u>) 項及 び 項」 に 改 め、 同 表 (<del>+</del>) 0) 項

中 一 十 項」 を + 項 に 改  $\Diamond$ る。

第

条

第二条  $\mathcal{O}$ 二第 項  $\mathcal{O}$ 表 (六)  $\mathcal{O}$ 項 中 「九八丁」 及び(三) 項」 を 「二項及び (二) 十 一 項」 に 改 め、 同 表 (七)  $\mathcal{O}$ 項 中

十二 項」を 二 十 二 項」 に 改 める。

工

	白二十九条の四第三項	用する令第百二	ることの確認に必要		
	三条第二項において準	令第百四十一	七号の規定に適合す	_	
		算出方法	第三項第六号又は第	_	面積
様書	造計算の結果及びその	第六号の構造	令第百二十九条の四	<u> </u>	
こ、コスカレーター	百二十九条の四第三項	用する令第一	項において準用する	<u>~</u>	載荷重及
	三条第二項において準	令第百四十一	令第百四十三条第二		定荷重
	- のかごの床面積	エレベーター			
	方法	びその算出す	書		
	ーのかごの積載荷重及	エレベーター	を算出した際の計算		
	-の各部の固定荷重	エレベーター	エレベーターの荷重		
エレベーターのかごの床					
びその算出方法	書	- (,	おもりの構造	の釣合	ベーター
エレベーターのかごの積	を算出した際の計算	構   造   こ、	な支持部分の位置及び	の主要	ベーター
エレベーターの各部の固	エレベーターの荷重	_			
		_			
	の主要な支持部分の位置	レベーター	項の表二五の項中 エ		第三条第一

速  <sup>利</sup>   度   	崔		マスカレース スカレール (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	ス	
エスカレーターの主要なませることができる装置の手降口において踏段の昇降	エスカレーターの制動装置ことがないようにするためが挟まれ、又は障害物に気	世行)は日本という。	<ul><li>つ 内容</li><li>一 ター の 踏段 の</li><li></li></ul>	マーフ Ring B	な図書
支 構 の 降を停止	置 め 衝 の 構 置 る		を ボニスカ	各階平	第七号の構造計
エスカレータ 帯 で	エスカレータ	通常の使用状	レーターの仕	面図	算の結果及びそ
一の制動装置の構造の制動装置の構造	一の取付け部分の構造のにするための措置	は	エスカレーターの踏即エスカレーターの勾配	エスカレーターの位置	<u></u>
に 改			段 の 定 格 格	<u></u>       	

	<u> </u>	に、							め、				
		表	佐銭布役の吏用才斗					音 タ	同表式の項中	<b></b>		の位置及び構造	
	さ	持部分に用いる材料の種別及	遊戯施設の客席部分及び主要					作品がて料	立置及び構造の名牌音分及で主要な子	つ客害昭分をド	さ	昇:	_
		及び厚 を	要な支					遊戯な	持部	遊戯な	させることが	降口におい	
遊戯施設の使用材料	な図書	ることの確認に必要	七号の規定に適合す	第三項第六号又は第	令第百二十九条の四	項において準用する	令第百四十四条第二	施設の釣合おもりの構造	分の位置及び構造	施設の客席部分及び主要な	できる装置の構造	て踏段の昇降を停止	
	第 第 七	用す	令第	第出	第六	用す	令 第			な 支			

号 号 分 施 る 方 る 方 百 百 に 設 法 令 匹 法 令 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 構 第 + 構 第 +  $\mathcal{O}$ 客 造 造 百 1 百 匹 几 る 席 計 条 計 条 材 +部 算 第 算 + 第 料 分  $\mathcal{O}$ 九  $\mathcal{O}$ 九 結 項 項 及 条 結  $\mathcal{O}$ 条 種  $\mathcal{U}$ 果 に 果 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 別 主 及 及 兀 兀 お お び 第 及 要 び 第 11 11 な そ 7 そ 7 び 厚 支  $\mathcal{O}$ 準 準 項  $\mathcal{O}$ 項 第 構 12 造 百 項 改 <u>-</u>+ に を め、 令 お 九 第 1 同

> 準 け  $\mathcal{O}$ 匹 制 十 二 十三 た 用 御 Ł す 装 第 条 る  $\mathcal{O}$ 置 لح 令 第二 五.  $\mathcal{O}$ す 第 項 構 Ś 項 造  $\mathcal{O}$ 百 t 認 に を 定 + 令  $\mathcal{O}$ お を 九 1 第 受 条 百 7

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

表 三 (二)

0

項

中

表

さ

項

百

几

+

 $\equiv$ 

条

第

令

第

百

几

+  $\equiv$ 

条

第

条 て  $\mathcal{O}$ 準 十二第一 用 す る 令 百二 に お + 1 九 7 条 準  $\mathcal{O}$ 用 + す る 第 令 第

項 に 令  $\mathcal{O}$ 百 写 第  $\mathcal{O}$ お + 認 1 1 百 定 九 7 匹 条 + に 準  $\dot{\Xi}$ 係 用  $\mathcal{O}$ 条 す る + 認 第二 る 定 第 書 五 第 項

を 兀 制 項 ŧ + 第 御  $\mathcal{O}$  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 装 六 条 す 号 置 第 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 構 Ł 認 項 造 定  $\mathcal{O}$ を を に 令 受 お け 第 11 た 7 百 令 12 項 認 定 第 第 お 書 六 1 百 号 7 匹  $\mathcal{O}$ 準 + 写  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 用 認 条 す 定 る 第 に

 $\mathcal{O}$ 表  $(\underline{\phantom{a}})$  $\mathcal{O}$ 項 中  $(\pm)$ 項  $\mathcal{O}$ (ろ) 欄 に 掲 げ 义 書  $\mathcal{O}$ 下 に  $\neg$ 令 第 百 兀 十  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 条 第二 項 に お 1 準 す

る

け

た

₽

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

写

L

 $\mathcal{O}$ 

+

第

五.

項

 $\mathcal{O}$ 

認

定

を

受

項

 $\mathcal{O}$ 

認

定

に

係

る

認

定

書

潍

用

す

る

令

第

百

+

九

条

百

+

九

条

 $\mathcal{O}$ 

十

第

五

令

第

項

兀

項

令

第

百 + 九 条  $\mathcal{O}$ 十 二 第 項 第 六 号  $\mathcal{O}$ 認 定 に 係 る 認 定 書  $\mathcal{O}$ 写 L を 除 <\_ 。 を 加 え る

号 つて あ で  $\mathcal{O}$ 下 あ 第 0 は、 に、 7 12 0 て 条 は \_  $\mathcal{O}$ 天 に、 に 場 を 合 第 改 井 め、 を 12 あ 項 除 ょ あ 0 第 7 0 同 0 て は 7 項 八 号 第 は + 中 を に を 改 兀 を 号 ょ 加 め、 部 を え つ 分 場 て で 削 合 同 あ り、 12 項 に あ 第 0 取 改 て、 Ŋ 十 同 0 付 号 項 7  $\Diamond$ 中 中 は け 第 部 同 を 十三 分 項 に で あ 第 部 号 を 分 0 九 を 号 て 間 で 第 中 あ 仕 取 る + 切 付 を 第 匹 壁 け  $\neg$ 号 で + に、 部 に とし あ あ 分 号」 0 0 に、 て て 場 を 第 は 合 + 12 で 第 を 次 改 あ 号 号 め、 十二号」 0 て を 間 第 を 仕 十 三 を 内 切 第 に 壁 装 号と 場 十 二 材 12 あ 合

に 改  $\Diamond$ 同 条 第

係

る

7

用

る

し、 同 項 第 + 号 中  $\neg$ 及 び 前 号 を か 5 前 号 ま で に 改 め、 同 号 を 同 項 第 十二号と 同 項 第 +

+ 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 以 外  $\mathcal{O}$ 部 分 で あ る 天 井  $\mathcal{O}$ 材 料 若 L < は 構 造  $\mathcal{O}$ 変 更 次 号  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 

上

号

 $\mathcal{O}$ 

次

に

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

加

え

る

12 掲 げ る 材 料 又 は 構 造 を 変 更 す る 場 合 に あ <u>つ</u> 7 は 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 12 掲 げ る 材 料 又 は 構 造 لح す る 変 更 欄

に は 限 り、 耐 特 が 定 減 少 天 す 井 に 変 あ <u>つ</u> 7 除 は 変 更 特 後 定  $\mathcal{O}$ 建 天 井 築 材 以 外 料  $\mathcal{O}$ が 変 天 井 更 に 前 あ  $\mathcal{O}$ 建 0 築 材 は 料 特 کے 定 異 天 井 な る す 変 更 変 又 更 は 強 度 除 <\_ . 若 L

7

لح

る

を

又 は 位 置  $\mathcal{O}$ 変 更 特 定 天 井 以 外  $\mathcal{O}$ 天 井 12 あ 0 て は 特 定 天 井 と す る 変 更 を 除 く。

<

力

る

更

を

き、

に、 第三 あ 条 0  $\neg$ て ょ  $\mathcal{O}$ \_ は 0 7 第 \_\_ を を 項 中 あ  $\neg$ ょ <u>つ</u> 7 0 あ て は 0 て 12 に 改 改 を め、  $\Diamond$ あ 同 同 0 て 項 項 第 第 に 兀 三 号 号 改 中 中 8 で 第 同 あ 条 <del>---</del> 第 項 0 第 7 三 \_ 十 項 を 第 号 で 号 あ を 中 て 第 あ 0 て に 項 第 + = -を 第 号」 あ 項 0 第 に 7

別 表 第 法 第 + 条 第 号 0) 認 定 に 係 る 評 価  $\mathcal{O}$ 項 中 床 面 積  $\mathcal{O}$ 合 計 が 五. 万 平 方 メ 1 ル を 超え +

号

を

第

項

第

十 二

号

に、

あ

0

て

は

を

 $\neg$ あ

**つ** 

7

は

12

改

 $\Diamond$ 

る。

る 場合	3もの   二百万円   を   特定天井について安全性を有することを確か	床面積の合計が五万平方メートルを超えるも	
	とを	ートルを	
ヨ         	는 코	二百万円	
_	に改め		

|る|

同表令第三十五条第一項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

	別記第二令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。 別記第二号様式第五面6欄中「神殿の」及び「の動み」を削り、同欄に次のように加える。 【4. 神圏の天井の動み】 【5. 神圏的天井の動み】 「11. 神圏神経済が砂鶏39米鶏3扇に満みずめ番舟大井】 口神 口浦 【5. 神圏の天井の動み】 別記第二号様式第四面中構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況の項の次に別記第二号様式第四面中構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況の項の次に別表第二令第百二十九条の十第四項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。	次 の 別 <sup>⑤</sup> 別 <b>一</b> 別 <sup>奈</sup> 別
令第三十九条第三項の認定に係る評価 五十万円 五十万円	九条第三項の認定に係る評価 五十万	令
		7

別記第十九号様式注意5中⑩を⑪とし、⑤から⑨までを⑥から⑩までとし、④の次別記第十九号様式第四面中「Þヒ びトスこ」を「及び」に、「、蕪峅」を「Þヒ びトスこ
記第十九号様式注意5中⑩を⑪とし、⑤から⑨までを⑥から⑩までとし、④の
加える。
⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、
行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137
ハの規定の適用を受ける部分について記載してください。
別記第二十六号様式第四面中構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び
に次のように加える。
特定天井に用いる材

料の種類並びに当該

特定天井の構造及び

施工状況

别 記 第 <u>二</u> 十 六 号 様 式 第 兀 面 中 ₩ び ご ご を 区区 Ç, に、 冓 当 を 当 77 77 Щ; 烮 単 獬 材料の構

一部」に改める。

に

加

え

る。

行

⟨E

徭

 $\omega$ 

9

髹

舥

 $\omega$ 

屈

徭

 $\infty$ 

 $\vdash$ 

髹

徭

 $\vdash$ 

屈

徭

 $\omega$ 

卓

徭

 $\infty$ 

 $\aleph$ 

条

9

 $\Omega$ 

徭

7 坦

 $\bowtie$ 

7

舥

 $\vdash$ 

 $\omega$ 

~

柔

9

2

舥

早

別 記 第 <del>-</del>+ 六 号様 式 注意 5 中 ① を⑪とし、 (5) か 5 9 まで を ⑥ カン ま でとし、 4  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ よう

 $\bigcirc$ 챢 定  $\mathbb{K}$ #7 用いる 华 类 ė 種 類 並 777 Ж 烮 称 定  $\mathbb{K}$ # 9 構 治 政 . が 諸 Н 关 八光 J J 単 绺 葉 業 法 插

ė 戡 定 9 滷 田 4 拟 7  $\mathcal{N}$ 部分 につい  $\wedge$ 典  $\subset$  $\forall$  $\wedge$ 1 N い。

建 築 基 準 法 に 基 づ < 指定 資 格 検 定 機 関 等 に 関 す る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二 建 築 基 準 法 に 基 づく 指 定 資 格 検 定 機 関 等 に 関 す る 省 令 平 成 + 年 建 設 省 令 第十三号)  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

第 五. + 九 条 第 + . 号 0 次に 次 の — 号を 加 え る。

+ の <u>-</u> 令 第三 + 九 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 認 定 に 係 る 性 能 評 価 を行 う者と し 7  $\mathcal{O}$ 指 定

第 五. + 九 条 第 + . 号 中 令 第 百 + 九 条  $\mathcal{O}$ 十 二 第二 項 を 令 第 百 + 九 条  $\mathcal{O}$ + 第 項 第 六 号

第二項」に改める。

第 七 十 一 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 表 財 団 法 人 日 本 建 築 セ ン タ ]  $\mathcal{O}$ 項 中 及 が」を に 改 め、 カ ら <u></u>

 $\mathcal{O}$ 下 に 第 + 号 まで 及 び 第 +<del>---</del> 号 か ら」を加 え、 同 表 財 寸 法 人 日 本 建 築総 合試 験 所  $\mathcal{O}$ 項 中 「第六号

か 5  $\mathcal{O}$ 下 に 第 +<del>·</del> 号 ま で、 第 十 号 か , 6 \_ を 加 え る。

附則

(施行期日)

1  $\bigcirc$ 省 令は、 平 成 + 六 年 兀 月 日 か 5 施 行 す

る。

(経過措置)

関

す

る省・

一 令 第

五.

+

九

条第二十号

に

掲

げ

る

 X

分

に

従

1

建

築

基

準

法

第

六

+

八

条

の二十六

第

三

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

2 0) 省 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に第二 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 建 築 基 準 法 に 基づく指定資 格 検 定 機 関 等 に

ょ る 指定 を受け て 7 る者につい て は、 当 該 指 定  $\mathcal{O}$ 有 効 期 間  $\mathcal{O}$ 経 過 ナ る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例

による。